

## 第24回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年1月25日(月)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、

4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、

8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

7番 苅谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男

主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、

会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

ただいまより、第24回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後1時30分 開会 )

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。  
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、2番 畑林悦男委員、3番 細谷地司委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。議案第1号については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について1件申請がございます。番号1、農地の所在は、大字〇〇第〇地割の畑が3筆になります。面積は合計で3,334㎡。こちらは、売買による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇の在住となります。譲受人が〇〇〇〇。対価金は、3筆合計で15万円となっております。現地確認は、古里委員と苅谷委員をお願いしてございます。以上、1件のご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、古里委員と苅谷委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

古里委員 番号1について説明いたします。1月16日、苅谷委員と現地確認を行いました。場所は、〇〇集落にあり、東側は畑、西側は田んぼ、南側は畑、北側は、宅地となっております。現在は、ハウス等がありますが、夏頃までには片付

けたいとの事です。その下のほうには、譲受人の田んぼがあり、水路の所が崖崩れがおきていて、今工事を行っているとのことでした。それで譲受人は、自分の所で引き受けるのが最善と判断したとの事です。譲受人宅は、父親と農業をやっている、農地の全ては効率的に利用できるものと見込まれます。周辺農地の様子ですけれど、現在は1年に2、3回程度草刈りを行っているとの事で整然としていました。周辺農地への支障はないものと思われまます。その他の参考事項といたしまして、譲渡人は〇〇に住んでいて、こちらに帰って来ることが少なく農地の受け入れる方を探していたとの事です。現在はコロナウイルスのこともあり、なかなかこちらに帰って来ることが難しい状況にあって、夏頃までには墓、農地を全て整理をしてもうこちらに来ないとのようです。相当と見てまいりましたので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。  
番号1について。ご意見ございますか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。  
〇〇委員の復席をお願いいたします。

[ 〇〇委員 復席 ]

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について1件申請がございます。資料は、2ページ、3ページに位置図を掲載してございます。併せて今お配りしております、配置図も一緒にご覧いただきたいと思ひます。2ページに戻りまして、読み上げさせていただきます。番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は、298㎡。申請人は、〇〇〇〇。建設業を営んでございます。転用の目的は、露天資材置場ということで、詳細はその下に書かれてございます。資材置場として、96㎡。車両転向場として、99㎡。駐車場、61㎡。重機の積載場が42㎡。転用の理由の所になりますが、隣接地を今現在使われておりまして、その資材置場が狭くて拡張をしたいということで隣地の畑を転用するという内容となっております。今お配りした資料をご覧いただいて真ん中の、線で囲まれた部分が該当の分になりますが、左上の重機積載用スペース、こちらが1mほど高く盛りまして、重機のトラックへの積み下ろしの為の場所にしたいということで、そういった作業を安全に行うためこの場所を転用したいという内容

となつてございます。こちらは、農振農用地区域外になりまして、農地区分は、第3種農地と判断してございます。

第3種農地とは、公共施設、あるいは医療施設等から500m以内の場所にあって沿線の道路に水道管、下水管の2つ以上埋設された所にある農地ということで3ページの地図をご覧くださいと思います。申請地が〇〇地区にございまして、そこから〇〇川を挟んだ左手のほうで西側になりますが、そちらに医院、あるいは駐在所、図書館等が500m以内にあるということで第3種農地と判断してございます。第3種農地になりますと転用は、原則出来るということになりますので転用は可能というふうに判断してございます。現地確認は、木村委員と山田委員にお願いしてございます。

以上、1件ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、木村委員と私が、依頼されておりますので報告願ひます。

木村委員 報告します。番号1、1月19日に山田会長と私と事務局の3名で現地確認に行つてまいりました。位置周囲の状況は、〇〇地区で〇〇公民館より道路を挟み斜め向かいの位置にあります。位置周囲の状況は、申請地の両隣は、自身の所有する土地を含め宅地となっております。北側は山林、道路を挟み西側は田んぼとなっております。確認者の意見として、申請地は資材置場としての使用目的で、それに伴い作業場、重機等の積み下ろし及びトラック等の車両転回広場として使用する為との事です。周辺の農地への影響等については、西側に田んぼはあるものの今現在耕作しておりません。道路を挟んでおり、土砂の流出や日照不足等の影響は無いものと思われまふ。周辺は住宅地でもあり、よつてこの申請は許可相当と見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺ひます。番号1について。ご意見ございませうか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

( 午後1時51分 閉会 )